

○取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見  
に対する一層の配慮について

令和元年6月21日

道本刑第1151号（留・生企・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人になろうとする者（以下「弁護人等」  
という。）との間の接見については、かねてから、接見交通権の行使と被疑者の取調べ  
等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）  
第39条及びこれをめぐる諸判例の趣旨に従った適正な配慮がなされているものと承知し  
ているところ、弁護人等との接見に配慮することは、取調べの適正の一層の確保に資す  
るものと考えられるところである。

逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮については、「取  
調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一  
層の配慮について」（平20. 6. 9道本刑第1446号。以下「旧通達」という。）及び「通  
達の延長について」（平30. 12. 10道本刑第3091号）に基づいて行ってきたところであ  
るが、引き続き、下記事項に配慮の上、その適正な運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容は、警察庁と法務省刑事局が協議済みである。

また、旧通達については廃止する。

記

1 被疑者に対する接見に関する告知について

弁解録取の際に、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見した  
い旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を被疑者に  
対し告知すること。

2 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について  
被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡する  
こと。

3 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について  
できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の  
際に接見の機会を与えるよう配慮すること。

4 上記2又は3の申出があった場合の記録について

被疑者又は弁護人等から上記2又は3の各申出があった場合には、その申出及びこ  
れに対してとった措置を当該申出を受けた捜査員が接見申出記録簿（別記様式）に記  
録し、当該書面を保管しておき、捜査・公判上の必要のため検察官から要請があった  
ときには、証拠化して送致すること。

別記様式

## 接見申出記録簿

被 疑 者 氏 名	
罪 名	
申出を受けた者	
申 出 日 時	年 月 日 午前・後 時 分
申 出 者	被疑者 弁護士等 氏名 ( )
申 出 の 方 法	面談 (取調べ時) 書面 電話 その他
申 出 の 内 容	
申出内容に関する特記事項	
申出に対して とった措置	
その他参考事項	

注意 各欄の該当部分に丸印をつけること。